

(別紙2)

企画提案書等作成要領

1 目的

本要領は、かみいち総合病院医事事務業務委託企画提案を実施するに当たり、参加事業者が提出する企画提案書及び概算見積書の作成について、必要な事項を定めるものとする。

2 企画提案書の作成について

次の資料について、A4版縦形式又は横形式で作成すること。必要によりA3版折込みも可とする。

(1) 共通事項

企画提案書作成に当たっての全般的な留意事項は、次のとおりとする。

ア 別紙1「かみいち総合病院医事事務業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)は、当院が医事事務業務について求める要件を定めたものであるため、本企画提案に参加予定の事業者は、それらの趣旨を十分に踏まえて記述すること。記述漏れ等不備のある企画提案書等の提出があった場合は、当該提案書の適正な評価ができないため、当該提案書を提出した者の参加は、無効とすることがあるので十分に留意すること。

イ 仕様書に示した要件以外で有効と思われる提案があれば記載すること。

ウ 提案内容は、提案のポイントを箇条書きにするなど、簡潔かつ明瞭に記述すること。

エ 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述するほか、必要に応じて注釈を付記すること。

オ 特にページ数の制限は設けない。

カ 本文で使用する文字のフォントは、図面や表を除き、12ポイント以上とすること。

キ 作成部数は、正本(原本)1部、副本(写し)7部とすること。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。

ク 正本(原本)は、ホチキス留めせずにクリップ等で留めること。

ケ 副本(写し)は、1部ごとに左側1か所をホチキスで留めること。

コ 企画提案書は、1事業者につき1つとする。

サ 要求した内容以外の書類等については受理しない。

シ 実施要領や仕様書で示した条件に適合しない場合は無効とする。

(2) 企画提案書の内容

企画提案書に記載する内容は、自社の優れた点や強み(特色や独自性)を發揮できるポイントがあれば記載することとする。

3 概算見積書の作成について

(1) 概算見積書の算出について

概算見積書の額は、3年間に要する費用を合計した額とすること。なお、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税率により算出された額（以下「消費税額」という。）及び当該消費税額を課税標準とした額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額（これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）については、別に記載するものとする。

(2) 概算見積書の算出に当たっての留意事項

ア 3年間の契約を行うことを前提に算出すること。

イ 概算見積書提出までの間は、契約担当者との電話接触及び対面接触を行ってはならないこと。

ウ 概算見積書は、提案内容評価の参考として利用するものであり必ずしも契約金額とはならないため留意すること。